

浦野家通信 4月

〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル5F
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第55号
発行人：所員一同

料金別納
郵便

感染症対策とチャットワークのご案内

引き続き訪問・来所を控えさせて頂こうと検討しております。
可能な限り郵送やメールお電話でのご対応をお願いしております。
対面での対応はマスク着用にて対応させていただきますがご容赦ください。
緊急事態宣言が解除されてもしっかりと対策していきますので
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

浦野会計事務所では「**チャットワーク**」を導入しています。
チャット形式なので過去のやり取りが見やすく「**Zoom**」にも
対応しており今後の非対面の打合せが増えた際にも役立つと考えております。

- ・ iPhone/iPadアプリは **iTunes** ページからダウンロードできます。
- ・ Androidアプリは **Google play** ページからダウンロードできます。

携帯でアプリをダウンロードしていただくと通知がきたりLINEと同じように
写真なども送ることができ便利です。ご検討お願いいたします！
(個別にもご提案させていただきます)

桜が咲き始め、春を感じられるようになってきましたね。
大阪名物の蓬菜551は、豚まんが有名ですが、期間限定でホタテ
のシュウマイが販売されます。
シュウマイと海老シュウマイは、常時販売されていますが、ホタテ
のシュウマイは期間限定です。
海老シュウマイは、あっさりして、ぷりぷりのシュウマイですが、
ホタテのシュウマイは更にあっさりとしてとても美味しいです。
先日、551の店頭でホタテのシュウマイを販売していたので買っ
て帰りました。期間限定ですので、

店頭でお見かけしたら是非購入してくださいね。
余談ですが、天王寺動物園のシロクマのゴーゴー
といっちゃんは、蓬菜の社長さんが寄贈されたそうで
名前が55と1だそうです。
シロクマの赤ちゃんも生まれて、春を感じますね。



暖かい日が続き桜も
見ごろになってまいりました。
緊急事態宣言は解除されましたが
また感染者が増えてきています。

お花見の時期ですが
感染対策をしっかりと
お気を付けください。

4月の予定

4月12日 (月)
・ 3月分 源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月15日 (木)
・ 令和2年 申告所得税・消費税の申告と納税
(振替納税の方は所得税5/31・消費税5/24が振替日です)

4月30日 (金)
・ 2月決算法人の確定申告と納税
・ 10月決算法人の中間申告と納税
・ 5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
・ 3月分社会保険料納付



モバイル端末にも
対応しています！

消費税の総額表示が完全義務化

消費者に対する価格表示に関し消費税額が消費者に分かりやすいように消費税を含めた価格での表示いわゆる「総額表示」が4月1日から完全義務化されました。

総額表示の義務化は以前から施行されていたのですが、特例の猶予措置により令和3年3月31日までは税別価格であることがわかる表記になっていれば、税込価格の表示は必須ではなかったとされていました。

特例の猶予措置が、執行することで4月1日からは、消費税の総額表示が義務化されます。

総額表示はすべての価格について義務化されるわけではありません。対象となるものは「事業者が不特定かつ多数の者に対して、あらかじめ販売する商品等の価格を表示する場合」に義務化されます。

会員制のディスカウントストアやスポーツ施設であってもその会員の募集が広く一般を対象に行われている場合には総額表示が必要となります。

反対に総額表示が求められない場合もあります。主なものとしては次の物が挙げられます。

- ① 取引先に対して交付する請求書・領収書等
- ② 専ら他の事業者に対する客観的に見て事業の用にしか供されない商品の販売サービスの提供
- ③ 希望小売価格

総額表示の方法（税込 11,000円の商品の場合）

- 11,000円
- 11,000円（税込）
- 11,000円（税抜き価格 10,000円）
- 11,000円（うち消費税等 1,000円）

10,780円
(税込)

9,800円
(+税)

9,800円
(税込10,780円)

ポイント 支払総額である11,000円さえ表示されていればよく、消費税額等や税抜価格が表示されていても構いません。

中小法人・個人事業者のための 一時支援金について

(概要) 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者の皆様には「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金が給付されます。

(要件)

- ① 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 2019年比又は2020年比で2021年1月、2月、又は3月の売上が50%以上減少していること

(給付額の計算)

2019年又は2020年の対象期間(※1)の合計売上ー2021年の対象月(※2)の売上×3

上限は、中小法人等については、60万円、個人事業者が30万円となります。

※1 対象期間・・・1月~3月

※2 対象月・・・対象期間内に2019年又は2020年の同月と比較して緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

一時支援金の申請にあたっては登録機関による事前確認が必要となります。

弊所も登録機関に登録しておりますので随時対応させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。